

土森委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 議案の追加提出について**

土森委員長 初めに、議案の追加提出についてである。  
梶総務部長、御説明願う。

(梶総務部長、説明)

第24号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案

第25号 高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案

第26号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案

土森委員長 何か質問はないか。

(なし)

**2. 意見書案の協議結果について**

土森委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。  
1 ページの資料 1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。  
意見書案は、4 番及び 6 番から 8 番が原案のとおりで、以上の 4 件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。  
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、1 番、2 番及び 5 番が会派から意見書議案として提出される。

**3. 議事手続について**

**(1) 委員会に付託してあった議案及び請願**

土森委員長 次に、議事手続についてである。  
まず、2 ページの資料 2、委員会に付託してあった知事提出議案 23 件及び請願 4 件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。  
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了承)

土森委員長 なお、4 ページの資料 3 にあるとおり、会派から「第 1 号平成 28 年度高知県一般会計補正予算に対する修正動議」が提出されており、この修正案についても議場に配付しておくので、御了承願う。

(了承)

土森委員長 この修正案については、まず修正案を採決し、修正案が可決された場合は、次に修正部分を除く原案を採決することとなる。  
修正案が否決された場合は、次に原案を採決することになるので、念のため申し添える。

**ア 修正案**

土森委員長

次に、先ほどの議発第1号「第1号平成28年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」についてである。

この修正案については、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めることでいかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

なお、その発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

**イ 委員長報告並びに修正案に対する質疑**

土森委員長

次に、委員長報告並びに修正案に対する質疑についてである。

委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

次に、修正案に対する質疑も、省略することでいかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

**ウ 討論**

土森委員長

次に、議案及び請願並びに修正案についての討論は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、第15号議案及び4件の請願について討論を行う。

土森委員長

ほかにないか。

(なし)

土森委員長

それでは、議案及び請願について討論を行うこととし、発言者の発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

**(2) 追加提出議案**

土森委員長

次に、追加提出議案についてである。  
先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案3件については、本日の会議において、議案及び請願を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。  
この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。  
なお、第25号高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案の採決については、7名を一括して採決することで御了承願う。

(了 承)

**(3) 意見書議案**

土森委員長

次に、11ページの資料4、意見書議案についてである。  
11ページの議発第2号「受動喫煙防止対策の強化に関する意見書」議案から21ページの議発第5号「大規模太陽光発電所の開発に係る法整備を求める意見書」議案までの計4件の意見書議案については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。  
次に、23ページ議発第6号「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(な し)

土森委員長

それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。  
次に、26ページの議発第7号「新たな任務付与をやめ、南スーダン共和国からの自衛隊の撤退を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

- 米田委員 日本共産党は、討論を行う。
- 土森委員長 ほかにないか。
- (な し)
- 土森委員長 それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。  
次に、28ページ議発第8号「高齢者の医療・介護保険の負担増に反対する意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
- 米田委員 日本共産党は、討論を行う。
- 土森委員長 ほかにないか。
- (な し)
- 土森委員長 それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。  
以上、ここまでの議事手続についてである。  
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。
- (事務局、議事日程表を配付)
- 土森委員長 それでは、お手元にお配りをした議事日程表について、事務局から説明願う。
- (横田議事課長、説明)
- 土森委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。
- (了 承)

**4. 2月定例会の開催時期について**

- 土森委員長 次に、30ページの資料5、2月定例会の開催時期についてである。  
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。  
2月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり、招集告示後に開催する議運でお諮りするというので、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

**5. 継続審査調査の申し出について**

土森委員長 次に、31ページの資料6、継続審査調査の申し出についてである。  
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

**6. 議員派遣に係る報告書の提出について**

土森委員長 次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。  
第16回都道府県議会議員研究交流大会、地方議会活性化シンポジウム2016及び高知県・全羅南道姉妹協定締結訪問に派遣したそれぞれの議員から、派遣の報告書が議長に提出された。  
その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長 なお、全議員に対しては、後ほど控室へ写しを配付し、あわせて図書室にも配置することとする。

**7. その他**

土森委員長 最後に、その他である。  
まず、執行部説明員の欠席についてであるが、知事から岡崎文化生活部長が所用のため本日の本会議を欠席するとの通知があったので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長 ほかに何かないか。

(な し)

土森委員長 それでは、協議事項は、以上である。  
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。

